破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１０９号
北海道恵庭市島松寿町２丁目10番地６　セレニティ201号
債務者　長井　美香
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２７号
札幌市白石区栄通７丁目４番20号　ハイツ山本207号
債務者　辻　　伸治
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３５号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―213号
債務者　山内　勝敬
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
稚内市宝来５丁目４番17号
債務者　小笠原聖太
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第１６１号
群馬県前橋市小相木町244番地　アルファウィング101号
債務者　蔵永　　務
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
群馬県伊勢崎市連取町1669番地２　グリーンシティマンション106
債務者　大井　千代（旧姓栃堀）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
群馬県伊勢崎市寿町153番地１　寿ハイツ401
債務者　関田　陽子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５１５号
千葉県市川市大野町３丁目161番地　ソフィアコーポＡ棟102号
債務者　小倉　竜也
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
愛知県稲沢市国府宮３丁目１番１―610号
債務者　吉田　建広
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字行永2884番地市営住宅28号
債務者　辻野　浩子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
大阪府富田林市南旭ケ丘町２番４号
債務者　東浦　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７６号
大阪府松原市天美東９丁目２番21号
債務者　長尾　隆司
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷469番地３　メルシーハイムＢ201、旧住所長崎県大村市中里町416番地４　グランオークⅡＡ101
債務者　吉原　博美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
大分市大字猪野217番地の１　ラピテーション街103
債務者　佐藤　一敏
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４６号
大分市大字猪野217番地の１　ラピテーション街103
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
三重県伊勢市大湊町1347番地13　ロイヤルハイツ201号、前住所三重県志摩郡大王町畔名106番地
債務者　古橋　朝美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
青森県上北郡おいらせ町青葉９丁目140番地1779　Ｆ191―Ｄ
債務者　高田　祐一
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
　　青森地方裁判所十和田支部